

防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン検討委員会 第3回会議録

議事（◎：委員長、○：委員、◇：事務局又はオブザーバー）

防犯カメラに関する県政世論調査実施結果の報告

〔資料1に基づき事務局説明〕

- 資料42ページの設問の(4)防犯カメラの設置に関してであるが、回答の選択肢が「積極的に設置すべきである」というものと「プライバシーに配慮した上で設置すべきである」というものがあるが、回答者はちゃんと理解した上で回答できたのか、設問に問題があるように思われる。
- ◇ 選択肢の表現があまり適切でないということか。
- そうである。36ページの防犯カメラに対する意識で、「不安を感じない」と言っている人が50%を超えているのはちょっと驚きである。
- ◇ この設問が、最も聞きたい点であったので、我々も少し意外であった。
- （「どちらかといえば不安を感じない」という人も加えると）8割の人が不安を感じないとしていることに非常に驚いている。
- ◎ 最近のテレビの報道で犯罪者が防犯カメラで捕まったというニュースが多く、その影響で防犯カメラが安全に欠かせないといったように受け取られているためか。
- NHKの委員がおられるが、テレビでは、防犯カメラの悪い点については、報道しないのか。犯罪捜査に役に立つ、この事件では犯人が防犯カメラに写っていましたよ、といった報道ばかりか。
- この前のパソコンの遠隔操作の事件でも、防犯カメラが逮捕の決め手だったといった報道だった。
- あれも変な話であるが。
- 豊田市で防犯カメラの条例が制定された際には、ニュースで紹介した。そこでは、カメラの設置については、プライバシーの問題があることを言った。豊田が県内で初めて条例を制定したので、これから続いて各自治体で条例を制定しようという動きが出てくるのではないか。
- 豊田市が条例化しようとしているということか。
- ◇ 3月議会、ちょうど今日、議会に提案しているところである。
- それと、県が作ろうとしているガイドラインとは、水面下では何か影響があるのか。

◇ このあとで、説明させていただく。

○ NHKの番組でも既に取り上げられたようだが、カメラのいい面だけを意識して伝えるので、このアンケート結果のようになると思う。アンケート結果に異議を申し立てても虚しいが、防犯カメラのマイナスの面も理解した上で、設置していきましょうというのが正しいので、そこが抜けてしまった議論になってしまうと、このガイドラインと一致しない。一般の人の8割が不安を感じないというのでは、まさにそうである。我々は、まず不安を感じさせることから始めなければならないのか、そんな印象すら持った。

◇ 我々も、今後防犯カメラの普及を図っていくうえで、カメラの設置者にガイドラインの趣旨を十分に理解していただくことが重要であると思っている。

◎ このガイドラインの「はじめに」のところで、何でガイドラインを策定するのかということで、県民の不安を解消するためとしているが、アンケート調査の結果で県民自身はあまり不安を感じていないとなると、ちょっとズレが生じているが、やはり、防犯カメラの設置・運営者には、プライバシー上の問題があるということについて注意を促す必要はある。

豊田市の条例案に関する説明

[参考資料に基づき事務局説明]

○ 豊田市条例案の第4条の(3)と(4)に関連して、(3)では自治区その他の次に地域的なコミュニティ活動を行う団体というのがあるが、(4)では全体的に商店街振興組合、事業協同組合、商工会、またこれに準ずる団体が規制の対象として挙げられている。この場でも議論した記憶があるが、名古屋市などのように補助金制度で援助を受けるから、その見返りに設置要領等を報告させることができるが、このガイドラインでは、そうした義務付けができないということだった。この条例では、その点をクリアしているかどうか。

◇ 豊田市は条例であるので、報告義務は課すことができる。名古屋市では、ガイドラインではあるが、補助金制度にもとづいて、補助金を出す相手方からは報告を受けることができるというものである。

○ もういちど整理すると、条例化すべきという議論の中で、事務局の条例化はできないという回答はどうであったか。

◇ たとえば、条例化に基づいて届け出がきちんとされているか把握をするには、県よりも市町村のほうが確実にできる。また、条例化しても対象となるカメラは限定されているので、条例で対象とならないコンビニなどの民間のカメラをカバーする意味もある。

○ そうすると、名古屋市がガイドラインにした理由は何であったのか。

◇ 平成19年に策定した際に、条例かガイドラインかという議論はあった。地域の防犯活動の一環として防犯カメラを設置したいという動きに対して、それを規制、抑制するようなものよりも、運用の目安となる

ようなものとしてガイドラインにしたほうがよいということになったと聞いている。

○ 豊田市の条例の規制対象でも商店街振興組合などがあるので、相当数の防犯カメラをカバーできるのではないかと。最初から組合に入らない事業者は規制できないが、それ以外の加入している事業者は対象になるのではないかと。補助金の対象事業者なら報告を受けられるとしなくても、条例化して真正面から報告義務を課してもよいと思われる。参考意見として言っておきたい。なお、このガイドラインとは矛盾がないということではなかったか。

◇ 矛盾はない。それでは、議題の検討に移りたい。ここからは委員長に運営をお願いする。

◎ では、議題の一つ目、このガイドライン案に対して県民意見の募集を行ったが、寄せられた意見とそれに対する県の対応について、事務局から説明されたい。

県民意見提出制度(パブリックコメント制度の実施結果について)

[資料2に基づき、事務局説明]

○ 資料1ページの第三者機関については、今後の参考とさせていただきますという回答であるが、ガイドラインの最終案にはそういう文言を入れることは無理なのか。

◇ 参考とさせていただきますという表現は迷ったところである。2回目の検討委員会でも、委員のほうから今後どうしていくのかという話があり、今後検討していくと話したところであるが、県民意見に対する県の回答として、検討していくという字面にしまうと、すぐにでもガイドラインを改正するというように受け取られてもいけないので、控えめに参考にとしたものである。第三者機関は難しいということを詳しく説明を含めながら回答をすればよいが、それもできない。

○ このガイドラインが一定程度有益なものであることはもちろん承知しているし、そのためにも私も参加したところであるが、せめて、例えば、〇〇商店街連合会とかが防犯カメラを設置して、その中のあるブロックがやっぱり第三者機関を作ろうというふうにも思ってもらえるようにならないのかと思う。たとえば地域の有識者、学者の先生とか弁護士会の弁護士とか、そういった人を招いて非常勤的な組織を作る。そういうこともできますよということをガイドラインに痕跡として残しておいはいかがか。やるかどうかは、地域の商店街の人が決めればよい。

○ たとえば、社会情勢が変わったりした場合は、見直しをかけられるといった文言を入れるということか。

○ このガイドラインに第三者機関についての記載を入れるということ。これはガイドラインだから時宜に即して見直ししていくべきだとうことは内在的にある。

◎ 啓蒙的に、ちょっと書き入れるということである。先ほどの県政世論調査にもあるように、多くの人が問題もない、不安もないと思っている状況で、そうした県民に向かって、具体的にこうしたプライバシー侵害の例とか、苦情の例が実際にはないので、そういった中でこんな苦情が起きるかもしれない、起こった時

には第三者機関を設置するというようなことで対応することもすべきだろう、というようなことを書く程度だと思われる。

○ 「はじめに」か「おわりに」かのどちらかだと思う。真ん中の本文には入れられない。入れたいという希望は言ったが、事務局はむずかしいということだったので、書くなら最後の部分だと思う。

○ 最後の部分だと思う。プライバシーの保護ということが重いものであるというようなことを、最後に押さえて言ったほうがいいかと自分も思った。この会の趣旨はプライバシーの保護にどう配慮するかといったことだと思うので、ゆるやかなガイドラインの中でも、言っておいたほうがいいのかなと思う。自分は映像を扱う立場にあるが、その辺のところは、皆さんの関心が高まって日ごろからナーバスになって気を使っているところであるので、例えば、委員が言われたところは、精神的な文脈みたいなところ、例えば第三者委員会がいいのかどうか分からないが、精神的な文脈のところでは織り込めるのであれば、何か入れたほうがいいと思わないでもない。

◎ そういう文書を入れても、県として第三者機関を置かなければならないという、そういうことにはならないようである。精神的なものといえるか。

◇ 第三者機関という言葉を入れるということか。

◎ そこまではどうか。

◇ そうことではなくて、やはりプライバシーということは非常に大切なものであるとか、そういった意味合いでということか。

○ 余りにも抽象的だと分りにくいと思う。単にプライバシーを保護すべきということを繰り返して書いても気付けてくれない。委員長が言われるように、80%を超える人が全く問題ないという意識の中で、実際に防犯カメラを設置している人たちも、自分たちが悪いことをしているなんて思っていることは100%あり得ないわけで、そこはまさにこの有識者会議が、こういう考え方がありますよということを、ガイドラインの中のどこかで示すということ。さきほど、的が外れている意見があったのは、地域安全課のような監視カメラ促進の担当でガイドラインを策定すべきでないという的外れな意見があったが、そうではなくて、まさに地域安全課がやっているということを示しておきたい。また、自治体が第三者委員会を設けることは盛り込んでもらえなかったが、考え方として自分たちだけで運営するのではなくて、第三者委員会的なものをカメラの設置・運営者が設けて、時々チェックしてもらうこと、それが防犯カメラの有用性VS個人のプライバシーの保護であるという考え方、思想、プリンシプルを示すことができれば良い。

◎ ガイドラインを策定した県が第三者機関を設けるというのではなくて、防犯カメラを設置する人たちに対して、今は問題がないかもしれないが、プライバシーを侵害するおそれがあり、もし問題が起きた場合には、自分たちだけでは対応が難しいので、立場を離れた第三者機関のようなものを設けて、その人たちに注意をしてもらうような対応の仕方もあるよというようなことだと思う。

- 委員長にまとめていただいたが、そういうことである。
- ◇ 今の案だと、はじめの部分も終わりの部分も、「プライバシー保護との調和を図り」と一言で済んでしまっているので、ガイドラインが設置者等にプライバシー保護に認識を深めていただくという役割があるとすれば、そのところは盛り込む必要がある。
- ◇ 具体的な中身は、事務局で考えさせていただくということで良いか。ただ、このガイドラインは県のカメラも対象としているので、最低限守っていただく事項を示したガイドラインに県も従わなければならない、第三者機関を設置しなくてはならないことが懸念される。
- 個人情報保護条例に基づく、第三者機関はないのか。
- ◇ 個人情報保護審議会が置かれている。
- 県は審議会があるのだから、防犯カメラに記録された画像に関する問題が生じれば、そこで対応できると思われるので、新たに第三者機関は必要ないのではないか。民間でも、これと同じようなことするといえますよといったことを書いておけば、それを受け止める設置者があれば良いことだと思う。
- ◎ それでは、この点については、事務局で修正してもらおうこととしたい。
- 資料2ページ目の2の設置範囲及び設置場所等のところで、「必要に応じて許可を取る」としているが、公共空間に設置する場合はすべて必要なのではないか。
- ◇ 公共空間にその管理者以外の者が設置する場合は、基本的に必要であるが、対象となるカメラのすべてが道路や公園などの公共空間に設置されるものではない。
- ◎ (資料3ページの身分証明書の提示に関連して) 弁護士の方は、何か身分証明になるものを持っているのか。
- 徽章がある。なお、弁護士の照会に公共の利益がないとする意見は誤解であって、弁護士から弁護士会長に照会の必要性を書いた書面を提出し、弁護士会長、実際には調査室という第三者的な組織があって、そこで厳密な審査を経て、この目的のためならば良いという判断がされて初めてできるものである。一般には知られていないことである。
- ◎ (資料4ページのカメラの配置図に関する意見について) ガイドラインでは、どこに設置してはいけないという趣旨の規定はしていないと思うが。
- ◇ 設置にあたっての配慮は求めているが、設置してはいけない場所を示しているものではない。意見を提出された方は思い違いをしていると思われる。

◎ 他に意見がないようなので、次にガイドラインの最終案について事務局から説明されたい。

ガイドラインの最終案について

〔資料3に基づき、第2回会議以降の修正箇所、パブリックコメントの実施結果を反映させて画像の保存期間を「最大1か月」に修正すること等について事務局説明〕

◎ 特に意見がなければ、最終案について委員のご賛同をいただいたということとしたい。なお、「おわりに」の部分については、第三者の有識者等への意見聴取等について事務局で修正をしてもらって、後日各委員に意見を伺うこととしたい。最後であるので各委員から一言ずついただきたい。

○ 普通に生活している主婦の目からすると、世論調査の結果にあった、80%の人が防犯カメラに不安を感じていないということが何となく理解できてしまうが、それではいけないということを気づかせていただき、勉強になった。

○ 地域で9基の防犯カメラを運営しているが、車上ねらい、客引き、放火などに効果がある。今後100基に増やすこととしており、5月に決起大会も開く予定である。他の地区などから、どうやって防犯カメラを設置・運営しているのかといった問い合わせを受けることもよくあるので、このガイドラインを地域に持ち帰って仲間内で理解を深めるとともに、紹介していきたい。自分たちはどちらかといえば積極的に設置を進めているほうだが、プライバシー上の問題もあることを勉強させてもらうことができた。

◎ 苦情は出ていないのか。

○ 苦情としては、「どうして録画した画像を見せてもらえないのか」といったものがある。施設にいたずらされた、酔っ払いに壁を壊された等の際に映像を見たいというものだが、警察に届け出ってもらうように言っている。

◎ 撮影された側から、プライバシーに関するような苦情はないのか。

○ 場所柄のせいかもしれないが、そういったものはない。画像を利用できないことへの苦情ばかりであるが、それも理解が進んで少なくなった。

○ 防犯カメラというと、最近、事件の解決の有効な手段になりつつある。報道でそのように言っている部分もあるかもしれないが、有用性が高いといった見方が、県民の中にもあるように感じた。その一方で、プライバシーがちゃんと保護されているのだろうか、といった心配が報道に関わる者としては気になる。今後、地域の安全を守る手段として防犯カメラはどんどん普及していこうだが、プライバシーの保護が大切であるということは、これから我々マスコミが伝えるべきことが重要だと考えている。カメラの良い面だけでなく、問題がある面を伝える必要があると思っている。

○ 抽象的な言い方になってしまうが、文系、理系という言葉があり、自分は文系に属する人間である。何を言いたいかというと、このガイドラインや条例は、所詮は、今の IT 技術のレベルを前提として作られて

いる文章、ルールであって、防犯カメラやそれにまつわる技術が飛躍的に向上すれば、全く追いつかないものである。何となく顔つきのいい文章、ガイドラインができたといって満足してはいけない。絶えず、こういう機能が増えたら、このガイドラインではだめなのではないかといったチェックをいなければならないのではないか、という感想を持った。

◎ 不慣れな会議の運営で委員には迷惑をかけたが、ご協力に感謝する。条例にすべきか、ガイドラインにすべきかという議論は勉強になったし、ガイドラインを実際に運用していく県側の苦悩といったものも知ることができ勉強になった。本当に長期にわたる各委員のご協力に感謝している。では、事務局にお返しする。

◇ 貴重なご意見をいただき有難うございました。「おわりに」の部分の修正については、個別にご了承をいただく形にさせていただきたい。ご了承をいただけたら、県内部の手続きを経て、来月下旬には公表し、記者発表、県のホームページへの掲載を行う予定である。また、来年度には、早々に印刷物を作成、配布するとともに、市町村、事業者団体等を対象とした研修会を開催したいと考えている。

〈閉会〉